The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	美的判断における反省について : カント『判断力批判』に関する一考察
Author(s)	大森, 敦史
Citation	哲学論叢. 1983, 13, p. 42-63
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66812
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

美的判断における反省について

——カント『判断力批判』に関する一考察——

大森淳史

「美的なもの」[1] (das Ästhetische) (EE. 28) という表現には、対象の認識に関わる感性的直観の表象様式という意味と、快・不快の感情による表象様式という意味との間の二義性が存在するということを、カントは『判断力批判への第一序論』の中に述べている。我々が「美的判断」(das ästhetische Urteil) ということを考える場合、「美的」をもし前者の意味に取れば、この表現はそれ自体矛盾を含んだものになると言う。なぜなら、判断作用はあくまで「(広い意味での) 悟性」(EE. 29) の働きであるから、そこには必然的に感性が悟性に混入することによる「窃取の誤謬」(Vitium Subrebtionis) (EE. 29) が生ずるのである。一方、快・不快の感情による表象様式は、対象の認識には全く関与せず、単に主観的な意味しか持たれないから、その限り、「学としての感情の感性論 (Ästhetik)」(EE. 28) といったものは一切不可能である。しかし、対象の表象に関するこの感情による判断としての「美的判断」に対しては、その「判定能力の Ästhetik」(EE. 28) を構成する可能性はなお存在する。カントにとって、それは当然「学としての批判」(KU. 144) という意味においてに他ならない。

その場合、カントは、「この美的という表現を直観についても、ましてや悟性の表象についても使用せず、ただ判断力の行為についてのみ使用する（傍点イタリック）」（EE. 29）ことによって問題の解決を図りうると考える。判断力の行為とは、一般的に言えば、感性の直観を悟性の概念へと関係づける手続きであるから、「美的」という表現は、ここで感性と悟性の関係づけの手続きそれ自体を特徴づける表現となる。しかも、この問題性を引き受けうるのは、単に感官的快にのみ基づく「美的感官判断」（EE. 31）に対して、「美的反省判断」（EE. 31）と言われる真の趣味判断のみであり、その場合、カントは、「美的」の表現が特徴づける「反省判断」の「反省」の手続きにおいて、上述の「判断力の行為」を考えているのである。そして、我々もカントとともに、この問題領域の中に、考察の手がかりを求めて行くことになる。

一

カントは「美の分析論」の冒頭近く次のように言う。「表象の一切の関係は感覚のそれですら客観的でありうる。（そしてその場合、その関係は経験的表象の実在的なものを意味する）しかし、表象と快及び不快の感情への関係だけは客観的でありえない。それによっては客体における何ものも示されず、そこでは主観が表象を通して触発されるまた自己自身を感じるのである。」（KU. 4）快・不快の感情による表象様式は、認識のための質料を成しうる経験的・実在的なものとの客観的関係を離れたところに定位する。ここに言われる触発は、それゆえ単に外感における経験的触発とは言えず、また自己認識の客観を成しうるような内感における経験的触発ともしえない。それ以上のことは引用からは明らかでないとしても、ここにはそのような経験的次元を越える契機の含まれることが予示されている。

趣味判断は所与の表象に関し全面的に主観の「生命感情」(KU. 4) に基づく判断であるが、その場合、判断の規定根拠としてのこの「生命感情」は、「表象力が所与の表象を認識一般と連関づける限りにおいて、それら表象力相互の関係に見出される心情状態以外のものではありえない」(KU. 28) とされる。この心情状態にカントは、「表象力の自由な戯れの感情の心情状態」(KU. 28) という説明を与える。この「自由な戯れ」という表現は何よりもこの表象状態が認識のための一切の客観的・実在的なものに関与せず、それゆえ一切の特定の認識の連関に関与しないということを特徴づける意図を有している。

それとともに、「自由な戯れ」はそれが表象力、即ち「直観の多様を綜合するための構想力と概念の統一にとっての悟性」(KU. 28) という両認識能力の関係としての認識一般の主観的制約に対し、適合的な関係にあるということを通して、この趣味判断での表象様式、即ち対象の表象において快を覚える心情状態の普遍妥当性を根拠づけるものともなる。その場合決定的なことは、この認識能力の認識一般への諧和の状態は、そのような関係として主観に意識され、経験されなければならないことにある。つまり、「先験的な普遍妥当的根拠が経験的主観のうちに実際に経験可能となる」[2]ということが必要なのである。カントはそのことを次のように説明する。即ち、認識の「客観的関係は思惟せられるのみであるが、それが制約の上からは主観的である限り、心情に及ぼす作用において感覚されうる。」(KU. 31) その場合、この「関係の意識」は構想力と悟性が生気づけられて交互に諧和するところに生ずる「作用 (Wirkung) の感覚」(KU. 31) による意識としてのみ可能となる。このような説明の仕方には、しかし、ある種の納得し難さの残ることも確かである。つまり、ここでは「純粋な認識の制約と快との間に求められた連関は予備裁定の中で確定されているようであって、この連関に事象における納得のいく説明を見出す可能性はないように見える」[3]

からである。ただ、いずれにせよ確かなことは、超個人的でそれゆえ普遍的な認識一般の関係づけの中に、「作用の感覚」に基づく判断の普遍妥当性の要求の根拠づけは求められており、従って「作用の感覚」はこの関係づけの意識を必然的に伴なわねばならないということである。

この関係の意識において、自己の表象状態は特定の認識の目的にではないが、認識一般に対して合目的的であるとも言いうる。カントの言う「目的なき合目的性」の関係性は、従ってこの同じ関係性を言い表わしている。それは言い換えれば、認識能力の交互的諧和の作用として感覚しうる自己の状態そのもの以外にいかなる目的をも置かないような、単に結果（作用）における合目的性であり、それはまた心情においてその自己の状態そのものを「それ以上の意図なく保存する」ような「因果性」（KU. 37）として認識される。しかし「対象と主観の能力とのこの諧和は偶然的である」（KU. XLV）から、認識一般に対して認識能力が合目的的に諧和しているということは、その諧和から来る「作用の感覚」としての快感情においてのみ、つまり快感情という「情況証拠」[4]においてのみ意識されうる。しかも、カントは「作用の感覚」に定位するこの関係の意識を、認識一般に前提される反省の手続きとの類比のもとに、先験的方法によって根拠づけようとしており、我々の考察もこの点に先づ主題を求めることになる。

二

我々は先づ、カントの反省概念の先験哲学的意味づけを簡単に確認しておきたい。カントは『第一序論』の中に反省作用を一般的に規定して、「反省する（Reflektieren）（熟考する（Überlegen））とは、所与の表象をそれによって可能な概念に関して他の表象と比較し対照するか、あるいは自己の認識能力と比較し対照するかいずれかである」

(EE. 17 f) と言う。これは「類概念の形成に先立つ熟考と比較」[5] というヴォルフ学派の伝統的反省概念をカントもまたある意味で承けていることを示している。ただし、カントにおいては表象間の比較、対照という論理的な意味での反省は、表象と自己の認識能力の比較、対照という、カント的先験的意味の反省を前提してはじめて可能となる。この先験的な反省の前提を欠くところに、合理論者や経験論者の錯誤は生じたのである。[6]『純粋理性批判』の「反省概念の多義性について」には次のように言われている。「熟考 (Überlegung) (反省) (reflectio) は対象の概念を得るために直接に対象そのものに関与するものではなく、我々がその下で概念に到達しうる主観的制約を見出すために先づ我々が用意する心情の状態である。それは所与の表象と我々の異なる認識源泉との関係の意識であり、この意識によってのみ、表象相互の関係は正しく規定されうるのである。」(KrV. A260＝B316) 表象間の比較に先んじて、主観の内なる異種的な認識能力を区別し、所与の表象がそのいずれに、即ち感性と悟性のいずれに属し、いずれにおいてその関係の規定がなされるべきかを区別する行為をカントは「先験的反省」(die transzendentale Überlegung) (KrV. A261＝B317) と呼び、これによって感性の対象と純粋悟性の対象の混同、即ち現象の関係と物自体の関係の混同の生じるのを避けうるとする。

趣味判断に際しての表象と主観の状態との関係の意識に関する表現、例えば「単に所与の表象を主観において、心情が自己の状態の感情に意識する表象の全能力と対比する」(KU. 5)、あるいは「対象の形式を、直観を概念へと連関づける自己の能力と少なくとも比較する」(KU. XLIV) などの表現には、上述の反省概念の先験的意味との、少なくとも類比的関連性が指摘されうる。また次のようにも言われる。「単に反省的な判断は美的でありうるが、それは (この対象と他のものとの比較が注目されないうちに) 所与の表象に対していかなる概念をも予め持たない判断力

が、（単にその対象を把捉する場合の）構想力を（概念一般を描出する場合の）悟性と付き合わせ、判断力の客観的使用の主観的で単に感覚可能な制約（あの両能力相互の諧和）を成す、これら両認識能力のある関係を知覚するときである。（傍点イタリック）」（EE. 30）構想力と悟性が諧和するということが趣味判断の主観的制約を成すが、そこには既にこの諧和が判断一般の主観的制約に適合的であり、それに重なり合うものだという意識が前提されている。そして、判断一般の主観的制約の意識は、先験的反省を前提してのみ可能となるはずである。

では、美的判断においてこの意識はいかにして可能なのであろうか。カントは「演繹論」の中で次のように説明している。即ち、趣味判断において、主観は「表象状態において質料、即ち感覚であるものを出来るだけ除去し、もっぱら自己の表象（あるいは自己の表象状態）の形式的固有性にのみ注目する」ことによって、「ややもすれば客観的と見做されかねない主観的・私的制約を」、つまり「我々の判定に偶然的に付着している諸制限を単に捨象する」というのである。（KU. 157）表象あるいは表象状態の形式的なものとは、表象における形式的合目的性である。「美的判断は［……］その対象のいかなる固有性にも注意せず、ただその対象に関わる表象力の規定における合目的的形式にだけ注意させる。」（KU. 47）もし趣味判断が純粋なら、判断は認識の内容に関わる感覚や概念をその表象状態から捨象し、それとともにその表象状態の中におよそ認識が可能である場合の表象力の形式的合目的的関係を意識することも可能となる。しかも、この質料的成分の捨象、形式的成分の抽象という手続きは、「趣味判断の一切の内容、即ち快の感情を捨象し、単に美的形式のみを論理学の指定する客観的判断の形式と比較する」（KU. 135）という趣味判断の演繹の手続き、即ち先験哲学者自身による「批判」の先験的反省の手続きとも重なり合って来る。

そして、判断が結局、純粋に認識論的に構成される認識一般にその根拠を求めている限り、たとえカントがバウム

ガルテン流の「アナロゴン・ラティオニス」による美の規定を否定するとしても、あくまでカント的、先験哲学的な意味での「アナロゴン・ラティオニス」からの根拠づけを指摘することは可能である。[7] あるいは、「カントは常にくり返し美しいものの形式を、演繹的に判断力の形式的反省原理からのみ規定しようとする危険に走る」[8] といった指摘も否定することは出来ない。そのような傾向を我々もまたカントの記述の中に確認しうるからである。しかし同時に、我々はこのことを全面的にカントの弱点として責めることも当を得ていないと考える。[9] たしかに応々にして行き過ぎた観を呈するカントの認識論的形式主義が、だからと言って全く事象の本質を歪回しているなどとは決して言えないからである。

三

カントは、趣味判断の根拠となる満足感を対象の現存に関して一切の関心を持たない満足感であるとする。彼は、その際、決して純粋な美的判断の規定根拠となりえない満足感から判断が自由であることを通して、判断の規定根拠となるべき満足感を説明する。趣味判断の規定根拠となりえない満足感とは、対象の享受可能性に基づき、傾向性を規定する感官的快における満足感であり、あるいは理性の与える意図や目的のもとに対象に覚える満足感である。これらはいずれも対象の現存に対する関心に基づく。これらにおいて、主観は対象に関する特定の実在的な関わりの中に置かれている。純粋美的判断での満足感はそのような関わりから自由である。

しかし、ハイデッガーが正当に指摘するように、ここに言う「無関心的」ということは、決して「意志の保留、一切の努力の停止、全き安静、純粋にもはや何ものをも意欲しないこと、無関与の中に身を委ねること」[10] といった、全

くの受動的、消極的態度の意味に解されてはならない。カントが「恩恵」(Gunst)(KU. 15)と名づけるこの「無関心的で自由な満足感(傍点ゲシュペルト)」(KU. 15)に拠る主観の態度は、「むしろ我々の本質の最高の努力、自身固有の品位を有するものが、ただその品位を純粋に保つようにとそのものを解放するために、我々自身を解放すること」[11]なのである。即ち、「無関心的」ということで含意されるのは単なる無頓着(gleichgültig)な態度ではなく、やもすれば主観を私的に制約するものから自己を自由にすることであり、そのことによって、対象の表象と主観との間に自由な交わりを結ぶことなのである。

しかもここで留意されなければならないのは、この無関心的満足感には、同時に「一切の関心からの離脱(Absondern)の意識」(KU. 18)がともに含まれており、趣味判断は、この意識によって、言い換えれば、「快適なものや善なるものに属する一切のものを美の満足感から分離(Absonderung)しても、この満足感はなお残るという単なる意識によって」(KU. 26)可能となるということである。この意識によってこそ、判断者は自己の判断が趣味判断である、つまり「普遍的賛同」(die allgemeine Stimme)の「理念」(KU. 26)に適って判断しているのだということをも確信しうるのである。

そして、この無関心的満足感という表現による、趣味判断の規定根拠であるべき快感情の特徴づけは、この意識とともに、「単なる反省の快」(KU, 155)という表現へと直接通じている。「美しいものでの快は、享受の快でも、法則的活動の快でもなく、また理念に従う理性的静観の快でもなくて、単なる反省の快である。この快は、およそ何らの目的ないし原則を規準とすることなく、最も普通の経験のためにも判断力が取らねばならないある手続きを介して、概念の能力としての悟性と連関して直観の能力としての構想力のなす対象の普通の把捉にも伴う。ただし、この場合

には判断力は、経験的な客観的概念を知覚するためこの手続きを取らねばならないが、あの場合には〔美的判定においては〕、単にその表象がその自由における両認識能力の調和的（主観的合目的的な）営みに適合していることを知覚するため、言い換えれば、その表象状態を快を以て感覚するためにこの手続きを取るということである。」（KU, 155）ここで、判断力の「ある手続き」と慎重に言われるものは、認識判断一般に前提される反省の手続きに他ならない。快感情は、この反省の手続き、しかもその形式と「アプリオリの原理に従って」結合するとされるが（EE. 58）、それはこの快が単なる主観的・私的制約を越えて普遍性を獲得することについての、カントの認識論の射程内での可能な限りの根拠づけであると言うことが出来る。しかしながら、この場合反省は、「作用の感覚」に定位する表象の「知覚に関する単なる反省」（EE. 27）に過ぎず、従って判断は単に主観的に普遍的であるに過ぎない。主観的に普遍的とは、普遍妥当性を要求しうる根拠が単に主観的であるということである。快感情はしかし、「反省の快」においてこそ趣味判断の規定根拠となりうる。「この快が、この判断の規定根拠であるのは、快が単に反省に、そしてまたこの反省が客観一般の認識と合致するための、たとえ主観的に過ぎないにせよ、普遍的な制約に基づくことを人が意識することによってのみであり、そうした反省にとって客観の形式が合目的的なのである。」（KU. XLVII）快感情は、判断の主観的だが普遍的な制約への関係づけの意識の中でこそ、判断の根拠となりうる。

また、この点に関して、カントが第九節に「趣味の批判のための鍵」と称する問題が生ずる。その帰結は次のように言われる。「対象の、ないしは対象がそれによって与えられる表象のこの単に主観的（美的）な判定は、その対象での快に先立ち、認識能力の調和でのこの快の根拠である。」（KU. 29）「単に主観的（美的）な判定」とは、所与の表象に対し快感情によって賓述することを言う。表象と快感情の結合のこの関係は判断の形式を成し、判断の質料と

しての快感情の感覚に先立ち、従ってこれを根拠づける。しかし、判断におけるこの関係づけの手続きは、その反省の目標点としていかなる特定の概念をも持たないから、判断そのものが謂わばこの「単なる反省」に留まり続けることにもなる。従って先の帰結は、「所与の表象に関する反省が（その判断の規定根拠としての）快の感情に先立つ」（EE. 31）とも言い換えることが出来る。つまり、そもそも「反省の快」はその中に反省の形式と反省の質料としての快感情の結合の意識を含むものとして考えられており、しかもそれが快とそれに基づく判断の先験哲学的根拠づけの意図を含む限りにおいて、前者は後者に先立つと言われるのである。従って、カントの記述の中に、我々の経験に照らせば「美的現象には不適合なある知性化」[12]の遂行が見えるとしても、この観点によって直ちに、「趣味判断において賓述される自由な満足感そのものは、反省判断としての美的『判断』そのものの遂行から帰結する快の感情とは異なるということをカントは はっきり見ていない」[12]とすることは やや妥当性を欠くように思われる。カント自身、「反省の快」を決して判断あるいは、反省の手続きから二次的に結果として出て来るものなどとは考えていないのである。「カントの基本概念である『快』と『反省』とはカントの哲学の作業とその先験的方法とから解明されるべきものであり、日常的概念から恣意的に解釈されてはならない」[13]というハイデッガーの言葉を、我々はここに確認すべきである。

四

ところで、第一批判での「先験的反省」とは、認識判断の可能なるために自己の認識能力間の働きの自覚の上に立って、感性と悟性、現象と物自体を区別する働きであった。しかも、この感性と悟性、現象と物自体との「先験的区

別」(KrV. A45=B63)は、そもそも「批判」の仕事そのものの前提でもなければならなかった。しかしこの場合、趣味判断はあくまで「表象を通して触発されるままに自己自身を感ずる」という点に基づかざるを得ず、快感情は「主観的な結果(作用)から見れば」「触発された主観の状態の感性的表象」(EE. 29)に過ぎない。従って、構想力と悟性の関係は両者の交互的作用によって「心情状態を触発する限り」「単に主観的と」「従って感覚可能なある関係」(EE. 30)としてしか考察されえない。両能力は各々の働きにおいて、形式的抽象を介して各々分離して取り出され、分析されることは出来ない。それらは「作用の感覚」における「単なる反省」によって、単に両者の関係可能性のうちに両者の共働の作用として知覚される他ないのである。そして、この制約は、いちいちの趣味判断と「先験的批判」(KU. 144)としての「趣味の批判」とによって共有されざるをえない。

しかし、判断における心情状態が単に「感性的表象」に過ぎないというのは、ただ表象を通して触発されるという、主観への作用の側面についてだけ言われうることであり、自己の表象状態の規定根拠に関わる主観的合目的性の関係の意識にとっては妥当しない。主観的合目的性の意識とは、そもそも趣味判断の主観的原理としては、結果としての心情状態に意識される「内的因果性」の意識、即ち「表象そのものの状態と認識能力の営みとをそれ以上の意図なく保存する因果性」(KU. 37)であった。表象状態を「保存する」とは、「作用」としての心情の事態に即して言えば、ある対象を観照する際に生気づけられる心情状態が、その観照を通して絶えず高揚し持続することを言う。しかし、それが単なる感性的享受の快と異なるのは、快感情の持続的保存の状態が恒常的な刺激、外的触発に起因するのではなく、静観的に観照する主観の態度それ自体に起因する点である。ここで主観の態度と言うのは、「主観の状態をそのままに保持しようと意図する表象の因果性の意識」(KU. 33)を含む主観の状態であり、それはまた言い換えれば

「観照が自己自身を強め再生産する」(KU. 37) という主観の状態の中に含意される、表象から自己の状態への美的反省という態度である。美的反省において、主観の状態は絶えず生気づけられ、その手続き全体が快感情として感知される。そしてそこには既に述べたように、この自己の心情状態は客観の経験的・実在的なものとの特殊の連関から一切自由であるという意識が内在しており、この謂わば消極的な自由の意識はそうした連関を脱してもこの満足感は「なお残る」という意識をも含む。この意識を介して、では「なお残る」満足感の根拠は他ならぬ自己自身にあるということもまた意識されうるのである。そのような意味での自由の意識が「無関心的な自由な満足感(傍点ゲシュペルト)」(KU. 15) に内在する。

従って、「作用の感覚」はその根拠から見れば、即ち内的因果性からすれば決して「感性的」とは言えない。「作用の感覚」自体に、単に触発されているという状態の感覚の受容性を越えて、「その諧和が快の根拠を含む、認識能力の戯れにおける自発性」(KU. LVII) が認められうるからである。

この場合、「自発性」(Spontaneität) は先づ「戯れ」において活動的である構想力に、即ち「連想法則に従う場合のように再生的でなく、生産的で自発活動的 (selbsttätig) なものとして (可能的直観の任意の形式の創始者として) 想定される」(KU. 69) 構想力に帰されうる。だが一方で、この「戯れにおける自発性」は、生産的構想力の「自発活動性」へと無条件に帰することは出来ないのである。カントはさらに次のように言う。「しかしながら、構想力が自由であって、しかも自ずから合法則的である、言い換えれば構想力が自律を帯びているということは一つの矛盾である。悟性だけが法則を与える。(傍点ゲシュペルト)」(KU. 69)「自律」、この場合正確には自己自身に対する自律としての「自己自律」(Heautonomie) (EE. 32) においてこそ、この「自発性」は言われうるのであり、それは構

想力と悟性の「戯れ」の関係に基づく美的判断力にのみ帰しうる。「戯れにおける自発性」は、「戯れ」そのものの内的因果性の意識に基づくのである。トレヴェルスは、「美的判断において、その名の下に自発性が活動的となるもの」を挙げて、「それは美的判断を規定する認識能力、即ち構想力、悟性ないし理性、そしてすべてを同等化し、導く美的判断力である。[14]」と言う。

しかし、ここで先づ問題的であるのは、美的判断力における悟性の役割、即ち「戯れ」における悟性の働きである。「構想力は自由であるに違いない。認識能力の戯れもまた自由であるに違いない。ただし、悟性の合法則性がこの戯れにいかに関与しうるのかということは謎のままである。[15]」「自由な戯れ」に作用する悟性の具体的役割が、そのものとして顕在化されえないのは、この批判の対象である判断力の特殊の制約による。しかしそれでも、ここに悟性が関与していること自体の意図はある程度はっきりしているように思われる。「構想力がその自由のうちに悟性を目覚めさせ、そして悟性が概念なしに構想力をある規則的な戯れへと置く場合にのみ、表象は思想としてではなく、心情のある合目的的な状態の内的感情として伝達される。」(KU. 161)「悟性を目覚めさせる」とは、この「戯れ」が単なる無意識的活動ではないこと、何らかの意識化を伴うことを表わしている。「戯れ」の自由はたしかに生産的構想力に帰しうるが、しかしそれは自覚なき自由ではなく、そこには構想力が表象の気儘な仮構(Dichten)に走らぬための、悟性によるある統制的な働きが必要となる。あるいは次のようにも言われる。「悟性が趣味判断に属するのは、対象の認識の能力としてではなく、判断とその表象とを(概念なしで)表象と主観及び主観の内的感情との関係に従って規定する能力としてであり、しかもそれはこの判断がある普遍的規則に従って可能である限りにおいてである。」(KU. 48)関係の規定(Bestimmung)とは、関係に従う判定(Beurteilung)を意味する。趣味判断は、しかし判定

を下すことによって終止するような判断ではない。それは、表象の知覚において、表象と主観の内的感情の関係へと持続的に反省することそのものが同時に判断の手続きをも成すような判断である。つまり、「規定する能力」として悟性が趣味判断に関与するとは、悟性が美的反省判断としての趣味判断における、このような反省の契機を荷うものとして関与することを意味すると思われる。

我々は『人間学』の中にこの傍証を求めうる。「美に対する感情、即ち反省された直観における一部は感性的、一部は知性的な快について、あるいは趣味について」という章で、カントは、その規則が感情に関する表象の判定の必然性を、従って普遍妥当性を表明するような趣味について次のように言う。「(従ってなるほどそこでは理性の判断を理性の原理から導出したり、またそれをこの原理に従って証明することは出来ないにせよ、理性は秘密裡に共働しているのである。)それで人はこの趣味を感官の趣味としての経験的趣味から区別して、理屈っぽい趣味(der vernünftelnde Geschmack)(この趣味を反省的趣味(gustus reflectens)、感官の趣味を反射的趣味(gustus reflexus))と呼ぶことが出来るであろう。」(Anthr. 168)単なる感官の感覚の快適さのみによる趣味が「反射的」と言われるのに対し、理性の関与する趣味は「反省的」と言われている。ここでの「理性」とは「悟性」と置き換えてもよい。「反省的趣味」は「その規則がアプリオリに根拠づけられねばならない」のに対し、「反射的趣味」にはそのような普遍的規則は存在せず、高々習慣から来る経験的規則が可能であるに過ぎない。「普遍的なものの表象の能力はしかし悟性である。従って趣味判断は美的判断であるとともに悟性判断でもある。しかし両者合一したものと考えられる。(従ってその悟性判断は純粋なものとしてではない)」(Anthr. 169)趣味判断において、快感情の普遍妥当性の要求を根拠づける何らかの規則ないし法則とは、この美的判定における「形式」であり、従って第三批判で言う「主観的・

形式的合目的性」である。既に述べたように、この合目的性は、判断一般の形式的制約への表象状態の適合関係を表わしており、しかも「単なる反省」においてこの関係が意識されうることが、この判断の可能なための必然的前提であった。ここでは、この働きが「悟性」に帰されうることが暗示されている。悟性とは、本来的には「表象間を統一する機能」(KrV. A69＝B94) としての「判断の能力」(KrV. A69＝B94) である。判断は必然的に先験的な反省を前提する。しかし、この場合、反省は表象間を統一する高次表象としての概念形成に至ることなく、自己の主観の状態への反省の段階に留まるのであるから、判断作用はこの判断に固有の反省作用において考えられなければならないのである。

しかしながら、「戯れ」に関与する悟性の働きをそのものとして顕在化させることは、おそらくはこの特殊な判断の特殊な制約の本質に適ったことではないであろう。この悟性は「秘密裡に共働している」のであり、そのことは「批判」自体の慎重さが裏付けている。むしろ、ここで判断作用と重なる反省作用を荷うべき悟性の働きが、自由な構想力の働きに「秘密裡に共働する」ことによって「美的反省判断」が可能となるという限りにおいて、「美的反省能力」(EE. 36) としての美的判断力そのものを捉えておくことの方が妥当的であろう。しかもこの手続きの中で、美的判断が自己の感情と感情からの判断に対して自ら「自己自律」を有するという点で、「戯れにおける自発性」が明らかにされうるのである。

五

ところで、およそ認識ないし判断が客観的に普遍妥当する場合の主観的制約とは、認識が可能であるときの認識能

力間の「均り合い」(Proportion)(KU. 65)、あるいは認識一般への認識能力の「調和」(Stimmung)(KU. 65)の関係と言うことが出来るが、しかしこれは畢竟一つの心情状態として、認識や判断に主観の「確信」(KU. 65)となって伴なわれる。この「確信」とその伝達を前提しなければ、判断は客観との一切の合致を欠いた「表象力の単に主観的な戯れ」(KU. 65)に過ぎなくなり、従って判断の普遍的伝達も不可能となる。これは懐疑論に道を譲る結果を示す。

カントは、この確信の根拠となる、「(所与の諸対象の)認識一般に関して両認識能力にとって最も有利な均り合い」(KU. 66)から来る感じ(Sinn)を「共通感」(Gemeinsinn)(KU. 64)の名を以て呼ぶ。確信とは一種の感情であるから、感情の伝達には「共通感」が前提される。カントは、判断の伝達可能性に対し、必然的制約としての「共通感」を前提することによって、これが感情による趣味判断の必然的制約でもあること、しかも趣味判断はもっぱら表象と感情との関係にのみ拠る判断であるから、特に「共通感」を前提する根拠のあることを示そうとする。

趣味判断の際、心情に作用する表象力の「戯れ」は、確かに表象との一切の客観的・実在的関係から離れている限りは、「単に主観的な戯れ」とも言いうる。しかし、この場合「戯れ」は決してただ単に主観的で、恣意的な活動状態を指すのではなく、認識一般への認識能力の調和から来る「共通感」をも伴う状態として言われている。つまり、判断者は自己の感ずる快感情が「共通的感情」(ein gemeinschaftliches Gefühl)(KU. 67)としての「共通感」に参与するものだという意識の下に、自己の感情に従って判断の普遍妥当性を要求しうるのである。また、そのような意識自体がここで可能となるのは、自己の状態への美的反省の中に、自己の状態が一切の特定の実在的連関から自由であり、純粋であるとの意識が内在することによる。

ただし、美的反省に内在するこの意識は単に主観的根拠にのみ拠るものであるから、必然的制約としての「共通感」は、判断の単に「主観的原理」(KU. 64)であり、共通感の主張する「べし」は主観的に前提する「単なる理想的規範」(KU. 67)の主張する「主観的必然性」(KU. 66)の「べし」である。それでもなお、「そもそも人間の認識能力の構造理念に基づくようなある感じ(Sinn)[16]」が、自己の主観の状態への作用として感じられる限り、この「感じ」に基づく判断の普遍妥当性を要求すること自体の「適法性」(KU. 152)は認証されなければならない。

「共通感」は、以上のように「分析論」の範囲内では「認識能力の自由な戯れからの作用」(KU. 64)として、しかもこの快感情としての「戯れからの作用」はあくまで反省と結びついた「反省の快」であるから、「反省の作用」(KU. 160)の面に対して言われている。しかし、カントは第四十節において、この同じ概念を上の意味での「共通感」を自己の反省において前提しうる「高次の認識能力」(KU. 156)として立てて来る。ここでは「反省の作用」にではなく、「反省の操作」(KU. 157)を遂行する能力に対して「共通感(官)」と言われるのである。[17] この意味のGemeinsinnは、「普通の人間悟性(傍点ゲシュペルト)」(der gemeine Menschenverstand)(KU. 156)という意味に通じ、それはsensus communisという語に通ずる。「sensus communisの下に、我々はしかし、共通的感官(gemeinschaftlicher Sinn)の理念を考えなければならない。即ちそれは、人間理性全体を自己の判断の拠り所とし、それによって客観的と見なされやすい主観的・私的制約から判断に有害な影響を及ぼしかねないような錯覚を免れるために、自己の反省においてあらゆる他者の表象様式を考えの中で(アプリオリに)顧慮する判定能力である。」(KU. 157)「共通感官)」は従って自己の反省の中に感情の伝達可能性の必然的制約としての「共通感」をアプリオリに前提する「美的反省能力」そのものの理念となる。この能力は、一切の認識能力が諧和し、それゆえ自己の表象状態が

あらゆる他者の表象状態に諧和する「普遍的連関点」(KU. 28) を自己自身の反省の中に捉える。「共通感(官)」は、それゆえ、それ自身反省の対象でもあれば、また自己の反省の手続きの主体でもあるが、このことは、「判断力はそれ自身にとって主観的に対象でもあれば法則でもある。」(KU. 148) ということに対応している。

ここには、しかし同時に「共通感(官)」を越えて行く契機も含まれている。「弁証論」の提示するアンチノミーは前二批判の場合と同じく、「心ならずも感性的なものを越えて眺めやり、超感性的なものの中に我々の一切のアプリオリの能力の合一点を求めることを強要する。」(KU. 237) と言う。「なんとなれば、理性を己れ自身と一致せしめる他のいかなる活路も残っていないからである」(KU. 237)「理性」とはここでは上級認識能力一般を指すと思われる。美しいものでの満足感において、「心情は同時に感官印象による快の単なる受容性を越えてある種の純化と高揚を意識する」(KU. 258) が、この意識は美的満足感における自由の意識に基づく「自己自律」の意識という意味を有し、しかもそこには感性的制約を越えうる自己の能力、即ち「上級認識能力」が「叡智的なもの」へと諧和することの意識もともに内在する。(KU. 258)

「叡智的なもの」は「主観の一切の能力の超感性的基体」(KU. 242) と言われ、また「それとの連関において我我の一切の認識能力を諧和させることが、我々の本性の叡智的なものによって与えられた窮極目的であるようなもの」(KU. 242) と言われる。これは「戯れにおける自発性」の窮極的定位点であり、「共通感」において上級認識能力が諧和することの窮極的根拠づけを与えるものであると言える。そして、主観がこの「叡智的なもの」において自己の主観の状態の根拠を感じうるとき、「戯れ」の志向的相関者である美しい対象(自然)は日常の経験における現われを越えて見える。

カントは詩芸術（Dichtkunst）について述べている箇所で次のように言う。「詩芸術は自然を現象として、それが経験の中では感官に対しても悟性に対しても自らは示さないような眺め（Ansichten）に従って観照し、判定する、つまり自然を超感性的なもののために、謂わば超感性的なものの図式として利用するという、自己の自由で、自発活動的で、かつ自然規定から自立的な能力を感じさせる。」（KU. 215）主語の「詩芸術」は、詩芸術を可能ならしめる能力としての天才を指し、天才は美的判断力と等置しうる。[18] 趣味判断に際し、主観の関わる自然はあくまで現象としての自然であって、物自体としての自然ではない。しかし、判断者は自己の美的反省の中で、自己の叡智的なものの自発性を感じつつ、その現象としての自然に「超感性的なものの図式」を、むしろより適切にはその「象徴」を見る。[19] （KU. 254 ff）序論において、批判哲学の全体構想の下に言われる、「自然の超感性的基体」に対する「叡智的能力による規定可能性」（KU. LVI）の重要な拠り所がここに求められている。しかし、同時に看過されてならないのは、この場合、超感性的基体はあくまで「未規定」のままであり、我々は高々これを「眺めやる」ことが出来るに過ぎないことである。

ここで、主観の反省において、美しいものの主観的制約における固有の場所として認識されうるのは、一切の認識の客観的・実在的なものを離れた「自由な戯れ」であるが、この「戯れ」の空間は、それゆえ本来的には「仮象」（Schein）の地であると言わねばならない。しかし、「詩芸術は」即ち美的判断力は、「それが任意に惹き起こす仮象と戯れながら、仮象によっては決して欺かれない。なぜなら、それは自己の営みそのものを単なる戯れ、しかも悟性によってその仕事のために合目的的に使用されうるような戯れに過ぎないと見做すからである。」（KU. 215）単なる仮象を客観的に実在化するとき、感性と悟性の間に「窃取の誤謬」が生ずる。しかしこの場合、主観の反省において、

単なる「戯れ」として美的判断に固有の主観的制約への意識が前提される限り、仮象は「理性概念の客観的実在性の外観」(Anschein)」(KU. 194) を示しつつ、決して主観を欺かない。しかも、そのとき仮象は、悟性と共働する生産的構想力の描出する表象として、「美的理念」(KU. 193ff, 239 ff) にまで昇格し、「道徳的善の象徴」(KU. 258) となる。現象としての自然に「超感性的なもの」の「象徴」を見ることは、従って自己の判断の主観的制約が心情に快感情として感じられる、認識能力の単に主観的な「戯れ」に過ぎないことを意識しつつ、しかし同時にこの主観的制約の根拠を「自由の根拠」(KU. 259) とも通じうる「我々の内なる超感性的なものの未規定的理念」(KU. 238) に意識しうることによる。そして、上に述べたところから明らかなように、この主観の意識の仕方は、単なる美的反省に前提される先験的な意識においてのみ可能なのである。

注

(1) カントからの引用は、すべて哲学文庫版に依る。引用箇所は本文中に記す。その際用いた略号は以下の通りである。KU=*Kritik der Urteilskraft*, EE=*Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft*, KrV=*Kritik der reinen Vernunft*, Anthr.=*Anthropologie in pragmatischer Hinsicht* なお、頁付けに関しては、『判断力批判』についてはカント原版の頁数を、『純粋理性批判』については、第一版の頁数をA、第二版の頁数をBで示した。その他は哲学文庫版の頁数を付した。

(2) W. Henckmann, Das Problem der ästhetischen Wahrnehmung in Kants Ästhetik, *Philosophisches Jahrbuch*, Bd. LXXVIII, München, 1972, S. 347.

(3) J. Kulenkampff, *Kants Logik des ästhetischen Urteils*, Frankfurt a. M., 1978, S. 87.

(4) W. Henckmann, a. a. O. S. 353.

(5) A. Baeumler, *Das Irrationalitätsproblem in der Ästhetik und Logik des 18. Jahrhunderts bis zur KU*, 1923, 2. durchges. Aufl., Darmstadt, 1967, S. 274.

(6) 「ライプニッツは現象を知性化し、ロックは悟性概念を〔……〕ことごとく感性化した」(KrV. A271=B327)「悟性と感性の中に、それらが結合することによってのみ事物について客観的に妥当的な判断も可能となるであろう、二つの全く異なる表象の源泉を求めるかわりに、この二人の大家は彼らの意見によればどちらも直接物自体に関係するという、これら二つのもののいずれかに固執し、もう一方のものは初めのものの表象を混乱させるか、整序するかでしかないと考えたのである。」(Ebenda)

(7) W. Henckmann, Über die Verbindlichkeit ästhetischer Urteile, *Zeitschrift für Ästhetik und allgemeine Kunstwissenschaft*, Bd. XV/1, Bonn, 1970, S. 69.

(8) K. Neumann, Gegenständlichkeit und Existenzbedeutung des Schönen, *Kantstudien, Ergänzungshefte* 105, Bonn, 1973, S. 61.

(9) メンツァーは、第九節での「認識一般と伝達可能性の考えといった、疑わしい言い回し」による「合理主義的傾向」を批判して、「ただちょっとでも単純な美的体験を思い浮かべて見れば、このような原理がそこに妥当しないことなど即座にわかる」と言う。(P. Menzer, *Kants Ästhetik in ihrer Entwicklung*, Berlin, 1952, S. 135) コーラーも、「美的判断力」の「美的反省」を「(目的) 論理的判断力」の手続きとの対比(類比)の下に論ずるという、コーラーの言う「対比論法」としての「批判」の方法を徹底して拒否する態度を取る。(G. Kohler, Geschmacksurteil und ästhetische Erfahrung, *Kantstudien, Ergänzungshefte* 111, Berlin, 1980, S. 99 ff) その結果、例えば第九節に関しても、これは事実的に認証しうる場合にのみ正当化しうるような仮説に過ぎず、しかもその「仮説性」を隠蔽しつつ、「逆にそこに無制約的妥当性を与えたかのように見せかけている」と言う。(Ebenda, S. 175 f)

(10) M. Heidegger, *Nietzsche*, Bd. 1, 3. Aufl. Pfullingen, 1961, S. 128.

(11) Ebenda, S. 129.

(12) K. Neumann, a. a. O. S. 64.

(13) M. Heidegger a. a. O. S. 132 f.

(14) A. H. Trebels, Einbildungskraft und Spiel, *Kantstudien, Ergänzungshefte* 93, Bonn, 1967, S. 222.

(15) P. Menzer, a. a. O. S. 139.

(16) W. Henckmann, 1970, S. 70.

(17) 従って、カントは Sinn という表現を、感覚内容としての何らかの「感じ」という意味と、それを感覚ないし知覚する「感官」としての能力の意味との両方に使い分けている。

(18) Vgl. A. H. Trebels, a. a. O. S. 222.

(19) 第五十九節に次のように言われる。「感性的表示としての一切の例証（描出）には二種ある。悟性の把捉するある概念に対し、対応する直観がアプリオリに与えられるなら図式的である。あるいは理性のみが思惟することが出来、いかなる感性的直観も適合しえないようなある概念にある直観が添えられる場合に、その直観とともに取る判断力の手続きが、図式作用において判断力の認めうる手続きと単に類比的である、換言すれば、その手続きと直観自体がではなく、この手続きの規則が、それゆえ内容に従ってではなく、単に反省の形式が一致するならば、その直観は象徴的である。（傍点ゲシュペルト）」（KU. 255）現象としての自然に「叡智的なもの」を「眺めやる」ということは、当然カントにとっては後者の意味で言われざるをえない。

付記　本稿は「日本カント協会第七回学会」（昭和五十七年十一月二十日、於大阪大学）における口頭発表をもとに加筆したものである。

（文学部助手・美学）